

介護保険事業者事故報告の様式等変更について（周知）

那覇市チャージがんじゅう課
給付グループ 事故報告担当

介護保険サービスの提供中における事故については「那覇市介護保険事業者における事故報告取扱要領」に基づき、事業者の皆さまから報告を受けているところであります。

今般、厚生労働省は「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会)」において、「将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされました。

那覇市では、これらのことを踏まえ、別紙のとおり**標準となる様式**に変更いたします。

今後は、別紙様式を使用下さいますよう、事業者の皆さまに周知いたします。

また、「**報告対象、報告期限**」についても次のとおり標準的な対応にしていまいますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

（1）様式変更の目的

厚生労働省は、介護事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険事業者に対し、安全対策に有用な情報を共有することで、介護サービスの質向上に資すると考えており、各市町村の事故報告の標準化が必要であるとしています。

【参考】介護保険最新情報 VOL.943（令和3年3月19日付け厚生労働省老健局）

（2）報告対象について

次の情報については、原則として全て報告すること。

- ① 死亡に至った事故。
- ② 病院等を受診した場合
- ③ その他、「那覇市介護保険事業者における事故報告取扱要領」で必要と定めたもの

※当該事故報告取扱要領は市HPで公開します。

（3）報告期限について

- ① 重大な事故など、急ぎ報告が必要な場合は、電話で報告可能とする。個人情報の漏洩を防止する観点から **FAXはできるだけ避ける**こと。
- ② 第一報は、**概ね5日間以内に様式内1～6の項目までについて可能な限り記載し**、事故発生後速やかに報告すること。当分の間、新型コロナウイルス感染防止のため**郵送を原則**とする。
- ④ その後、状況の変化等必要に応じて、**追加の報告**を行い事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。